

# 宮城県防災会議幹事会議録

平成31年1月

- 1 会議名 宮城県防災会議幹事会議
- 2 開催日時 平成31年1月17日(木) 午後1時30分から午後2時10分まで
- 3 開催場所 宮城県庁 行政庁舎2階 講堂  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者なし》
- 5 概要 以下のとおり
  - (1) 開会(宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也)
  - (2) 挨拶(会長代理:宮城県総務部長 伊東 昭代)
  - (3) 審議事項
    - ① 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正  
宮城県環境生活部原子力安全対策課 原子力防災対策専門監 小山 高史
    - ② 宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
    - 出席幹事からの意見等はなく、各審議事項は幹事会議において原案のとおり了承されました。
  - (4) その他(報告のみ)
    - ① 圏域防災拠点の整備状況について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
    - ② 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
    - ③ 広域応援の実施状況について(平成30年分)  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
    - ④ 災害等の発生状況について(平成30年分)  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
    - ⑤ 東日本大震災以降の宮城県地域防災計画の修正について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
  - (5) 閉会(宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也)

1 開会【司会】（宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「宮城県防災会議幹事会議」を開催させていただきます。

なお、本幹事会議は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開することとなっております。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事の代理といたしまして、伊東総務部長よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶（宮城県総務部長 伊東 昭代）

宮城県総務部長の伊東でございます。

宮城県防災会議幹事会議の開催に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本日は、お寒い中、また、大変お忙しい中をご参集いただき、心から感謝申し上げます。

また、本県の防災行政の推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、間もなく8年が経過しようとしております。

今年度から「宮城県震災復興計画」の発展期に入り、復興の総仕上げとして、全庁を挙げて取組を進めているところでございます。防災の機能の再構築や、市民レベルの防災体制の整備などにつきましても、その中で取り組んでいるところでございます。

さて、今回の幹事会議は、「平成」最後の会議になろうかと思われま。

「平成」にあつては、平成3年に発生した雲仙普賢岳の噴火及び火砕流に始まり、本日で24年を迎えました阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災など、全国各地で自然災害が多く発生した時代でございます。

昨年だけでも、大阪府北部地震や平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震といった大きな災害が発生し、多くの方々が犠牲となりました。

自然災害につきましては、その発生を未然に防ぐことは難しいのですが、災害による被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本方針とした防災対策を講じていくことが大変重要だと考えております。そのためにも、防災関係機関の皆様や県民の方々が連携し、一体となりながら「自助・共助・公助」を意識した防災対策や応急対策、復旧・復興に取り組んでいくことが必要となります。

こうした状況を踏まえ、本県の防災対策の根幹となる「宮城県地域防災計画」については、これまで東日本大震災の教訓を踏まえた国の防災基本計画の修正に伴う大幅修正を行ってきたほか、震災以降、全国各地で発生した大規模災害への対応を踏まえた国の指針を反映させるなどの修正を行ってまいりました。

今年度につきましても、国の防災基本計画の修正などを反映させるため、防災関係機関のご協力を賜りながら鋭意修正作業を進めまして、このたび、その修正案を本日の幹事会議にお諮りする運びとなりました。

本日の会議では、この県地域防災計画の修正案のほか、圏域防災拠点の整備状況や広域応援の実施状況等といった防災に係る各種報告など、来月8日に開催いたします「宮城県防災会議」にお諮りする内容について、あらかじめ幹事の皆様にご説明申し上げ、それぞれの立場からご意見を賜りたいと考えております。

最後になりますが、県民の生命・身体・財産を守るという県政の最重要課題に対し、今後とも一層のお力添

えを賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

—以下議事—

### 3 議題

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いします。

（資料一覧を説明）

以上となりますが、不足等がございましたら、お近くの職員までお申し付けいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、伊東部長に議長をお願いしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

ご異議がないようでございますので、それでは、伊東部長よろしく申し上げます。

【議長】（宮城県総務部長 伊東 昭代）

それでは、進行役を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

さっそくでございますが、「3 議題」（1）の「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について」、事務局から説明をお願いします。

【説明】（宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正）

危機対策課長の菅原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。

それでは、議題（1）、宮城県地域防災計画の修正について、地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編の説明をさせていただきます。原子力災害対策編は、後ほど説明をさせていただきます。お手元の資料1をご覧くださいと思います。

まず、1ページをお開き願います。これまでの「修正の経緯」につきまして、概要図でまとめてございます。

平成23年3月の東日本大震災以降、国においては災害対策基本法の大幅改正、及び防災基本計画の修正を行っておりまして、本県においても、皆様ご承知のとおり、東日本大震災の教訓及び国の動きを踏まえまして宮城県地域防災計画の修正を実施してきたところでございます。

今年度の動きとしましては、概要図右側赤枠の下の部分になりますが、平成30年6月に国の防災基本計画の修正が行われました。その他、平成30年6月に災害救助法の一部改正が施行されたほか、平成29年12月に「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について」の報告が公表されました。これらの国の動きや本県の防災施策の動向等も踏まえまして、県地域防災計画の修正を行うものでございます。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。県地域防災計画修正の流れでございますが、昨年度と同様に、県の組織を含む防災関係機関に対しまして、事務局から修正事項の有無を照会し、その回答を受け、修正素案の作成、内容の確認等の過程を経まして、本日、県地域防災計画の修正案をお示ししているところでございます。

この修正案につきましては、本日の幹事会議でのご意見等を踏まえまして、来月8日に「宮城県防災会議」を開催し、修正案の承認をしていただく予定としております。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。「2 主な修正点について」ご説明を申し上げます。

県地域防災計画の地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編、それぞれの修正箇所につきましては、お手元の「資料2 新旧対照表」とおりでございますが、修正する箇所は多岐にわたっておりますことから、今ご覧いただいております資料1によりまして、今回の主な修正点を説明させていただきたいと思います。

なお、ご説明いたします修正箇所については、例えば、説明書きの下に括弧で地震編P22のように、新旧対照表の該当するページを記載しております。

主な修正点につきまして、各編共通の修正からご説明いたします。まず「防災基本計画の修正の反映」の「イ 関係法令の改正を踏まえた修正」でございます。

1点目「救助実施市の位置づけ」につきましては、平成30年に災害救助法が改正され、平成31年4月より国から指定を受けた救助実施市が、今まで県が行っておりました応急仮設住宅の供与等の災害救助を可能とする制度が施行される予定となっておりますことから、県地域防災計画におきましても、救助実施市による災害救助の実施及び県による救助実施市との物資供給等を円滑に行うための連絡調整について記載しております。

2点目「重要物流道路等の権限代行制度」でございます。これにつきましては、平成30年の道路法、平成29年の水防法の改正によりまして、平常時・災害時を問わず安定的な輸送を確保するために国が指定する重要物流道路や県が管理の一部を担います、一級河川、二級河川の災害復旧工事等について、高度な技術力を要する場合に、国が県に代わって工事を行う権限代行制度が創設されました。それに伴いまして県地域防災計画においても、国に支援要請を行う旨を記載したものでございます。

次に、「ロ 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正」でございますが、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震において運用されました総務省の新たな広域応援の仕組みであります「被災市区町村応援職員確保システム」の活用について、県による被災市町村への応援職員の必要性の把握や総務省への連絡等を記載しております。

次に、「県地域防災計画独自の修正」でございますが、「災害派遣福祉チームの整備」につきましては、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援を行うために、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会で整備を進めております災害派遣福祉チームについて、派遣スキーム、平時及び災害時の役割等を新たに記載しております。

4ページをご覧ください。続きまして、風水害等災害対策編独自の修正をご説明いたします。まず「防災基本計画の修正の反映」として「イ 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正」でございます。

1点目「洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る避難勧告等の発令基準」につきましては、報告として取りまとめられました「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について」におきまして、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川における避難勧告等の発令基準の策定促進が豪雨災害の教訓から求められる対応として示されております。

県地域防災計画におきましても、氾濫により居住者等に命の危険を及ぼすと判断した洪水予報河川・水位周

知河川以外の河川について市町村において避難勧告等の発令基準を策定する旨を記載したものです。

2点目「雪害予防対策」につきましては、平成30年2月の北陸地方を中心とした大雪では、国道8号線の福井・石川県境付近において、最大約1,500台の車両の滞留が発生し、当該地域に多大な影響を与えたところでございますが、こうした大雪等の対応を踏まえ、大雪による滞留や長時間の通行止めを防ぐための道路交通障害への事前対策、集中的な大雪時の対応等について記載したものでございます。

次に、「県地域防災計画独自の修正」でございますが、「ロ 防災気象情報の活用等」の1点目「防災気象情報の充実化」につきましては、大雨による土砂災害発生の危険度に応じて色分けした「土砂災害警戒判定メッシュ情報」や、中小河川の洪水発生発生の危険度に応じて色分けした「洪水警報の危険度分布」など防災気象情報の記載の充実化を図るとともに、発表された防災気象情報に対して取るべき行動を追加しております。

2点目「水位観測所の設置されていない中小河川の情報把握」につきましては、水防管理者がカメラ画像、水防団の報告、洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値を活用して水位上昇のおそれを把握する旨を記載しております。

以上、今回の地域防災計画の主な修正点について、簡単ではございますが、ご説明申し上げました。これらの他にも、防災に関連する計画や指針を踏まえた修正が多数ございます。それらの事項につきましても、関係機関の皆様のご意見を踏まえ、また県庁内各部署とも調整を図って精査を行い、さらには各市町村に意見を求めた上で、本日の説明資料としてお示ししております。

引き続き、原子力災害対策編の説明について、原子力安全対策課に引き継ぎたいと思います。

【説明】(宮城県環境生活部原子力安全対策課 原子力防災対策専門監 小山 高史)

原子力安全対策課、原子力防災対策専門監の小山でございます。名簿の方には、課長の名前が記載されておりますが、急な業務都合により、恐縮ですが、私の方から説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

引き続き、議題(1)、宮城県地域防災計画の修正について、「原子力災害対策編」の説明をさせていただきます。お手元の資料3の1ページをご覧ください。

「修正の経緯」につきましては、東日本大震災以降の修正を概要図でまとめてございます。平成24年度からの修正分を上部左から時系列に掲載し、下部には、その概要を示しております。

平成24年度では、「原子力規制委員会」が設立されるとともに、「原子力災害対策指針」が策定され、以降の年度におきましては、冒頭の部長の説明にもありましたとおり、防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正を行っております。

昨年度におきましては、「緊急時活動レベル」の修正、いわゆる「準PAZ」区域の設定、「防護措置等の実施方針」の作成を主な内容とする修正を行ったところです。

2ページをご覧ください。「平成30年度の主な修正内容」について、3点を説明させていただきます。

1点目、「防災基本計画の修正の反映」として、原子力災害対策編で使用している「避難所」という文言を「指定避難所」に整理し、他の災害対策編で使用しているものとも整合をとるようにしたものです。

次に2点目、「原子力災害対策指針の改正の反映」として、「緊急時活動レベルの区分」に関する文言の整理を行うものです。

具体には、資料4「新旧対照表（案）」1ページをご覧ください。下に「表1-4-2」とあります。表が略されていますが、これは女川原子力発電所における緊急事態区分を判断するための基準の表で、「原子力災害対策指針」から引用しているものです。

2ページですが、2つめの表について、今年度、同指針が改正され、「使用済燃料貯蔵槽」内にも「照射済燃料集合体」が存在する施設であっても、十分な期間にわたり冷却された集合体として原子力規制委員会が認めた、いわゆる「冷却告示」を受けた施設は、この基準の適用対象外であることが明記されたことから、当該文言を追記するものです。なお、女川原子力発電所においては、冷却告示を受けておらず、緊急事態区分判断の変更等を行うものではありません。

また、同指針では、「放射線による影響」について、国際原子力機関（IAEA）が定めた安全要件をより正確に日本語訳する改正がなされております。本県においても資料4「新旧対照表（案）」1ページや3ページのように本改正を反映させていますが、これまでの原子力防災対策の方針の変更等を行うものではありません。

最後の3点目、「地域防災計画独自の修正」として、原子力防災の体制整備に係る修正です。

具体には、資料4「新旧対照表（案）」3ページをご覧ください。平成30年9月に「原子力災害時における緊急輸送に関する協定」を締結した「公益社団法人宮城県バス協会」について、原子力災害対策編においても「指定地方公共機関」に追加するものです。

議題(1)に関する説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**【議長】**（宮城県総務部長 伊東 昭代）

それではただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

（意見なし）

ご不明な点等あれば挙手をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ご質問、ご異議がないようですので、

「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について」は、この幹事会議におきまして、了承されたものとさせていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、異議なしで了承ということで進めさせていただきます。

続きまして、議題(2)「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」、事務局から説明願います。

**【説明】**（宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正）

宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正についてご説明申し上げます。お手元の資料5をご覧ください。

宮城県地域防災計画は、先ほど修正点を説明いたしました本編と、その本編の内容を補足する資料編により構成されております。資料編につきまして、各防災関係機関及び県庁内各部局に対して照会を行い、追加・時点修正などの意見をいただいたものについて、資料5の一覧に記載のとおり更新するものでございます。

一覧表中、網掛けした項目が加除修正を行う資料であり、表の右側に「新規」、「修正」、「削除」と記載して

おります。一覧表の下につけてありますのが、今回更新する資料を添付しておりますので、ご参照願います。

なお、更新後の資料編の全部、及び先ほど説明した計画本編の全部について、昨年度と同様に、防災会議の終了後、各委員及び幹事の皆様の所属する機関あてに、電子データの形でお送りすることとしております。

ここで一点お願いがございますが、こちらの資料編につきましては、緊急時の連絡先として民間団体や個人の携帯電話番号など取扱注意の情報も含まれておりますことから、県のホームページ等では公開しておりません。皆様におかれましては、これまでと同様に、内部資料として取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

議題（２）に関する説明は以上です。

【議長】（宮城県総務部長 伊東 昭代）

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（意見なし）

よろしいでしょうか。それでは、特にご異議がないようでございますので、「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」は、了承されたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、承認されたものとさせていただきますと思います。

以上で予定されておりました議事を終えましたので、ここで、進行を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

続きまして、「４ その他」についてでございますが、事務局から５点ほどご報告がございますので、説明を申し上げます。

【説明】（宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正）

それでは、「４ その他」の事項いたしまして、まず最初に、（１）「圏域防災拠点の整備状況について」、ご説明いたします。お手元の資料６をご覧ください。

県の防災拠点整備事業につきましては、過去の防災会議幹事会議におきましても整備スケジュール等についてご説明しておりますが、今回は、一部運用開始していた圏域防災拠点において、今年度内に運営用資機材の整備が完了する圏域があることなどから、その後の状況についてご説明するものでございます。

整備の背景・目的等については、過去の会議の繰り返しにはなりますが、県では、東日本大震災時に、広域支援部隊や物資を受け入れる拠点が県内に十分確保できなかった教訓を踏まえ、仙台市宮城野原地区に広域防災拠点を、さらに、県内７つの圏域に圏域防災拠点を整備することとし、市町村の防災拠点が被災等で利用できない場合などに活用する拠点として、平成２７年１月に、表のとおり７圏域８箇所、圏域防災拠点を選定しております。

2の経過ですが、平成27年12月に、仙台圏域の防災拠点である宮城県総合運動公園を、宮城野原地区に計画しております広域防災拠点が運用開始するまでの間、暫定の広域防災拠点とすることとし、平成29年3月にはこの暫定の広域防災拠点と仙台以外の圏域防災拠点の運営マニュアルを策定した上、同年4月には開設と運営のための派遣職員を指定するなどして一部運用を開始いたしました。さらに、平成29年度から各圏域防災拠点で運営用資機材の保管倉庫の整備に着手し、その完成に併せて、平成30年度から31年度にかけて運営用資機材の整備を進めており、順次完了した拠点から全面運用を開始することとしております。

次にその運営用資機材と資機材保管倉庫の整備についてでございますが、まず先行して進めている倉庫整備についてであります。

資料裏面の写真のように、鉄骨平屋建て140平方メートルの倉庫の整備を各圏域において進めており、その整備状況は(2)に記載のとおり、平成30年中に4圏域において完成済みで、栗原、石巻圏域については本年完成予定となっております。

なお、気仙沼圏域につきましては、旧気仙沼西高校の跡地利用が確定するまでの間、倉庫を建築せず、暫定的に空き教室に資機材を保管することとしております。

次にこれら倉庫に保管する運営用資機材についてでございますが、4の(1)に一例を記載しているとおり、支援物資の集積や配送、広域支援部隊の集結及び拠点の事務局用といった資機材を整備することとしており、(2)のスケジュールのとおり5圏域についてはこの3月までに整備が完了し、残る2圏域についても31年度中に整備することとしております。

今後とも、災害発生時には迅速かつ効果的に運営できるよう、開設訓練やさらなるマニュアルの整備に努めてまいりたいと思っております。

この件については、以上でございます。

次に、(2)「東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について」ご説明いたします。資料7をご覧ください。

「1 経緯及び目的」ですが、県では、宮城県における東日本大震災での災害対応や得られた教訓を取りまとめました「東日本大震災―宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証―」を平成27年3月に発行いたしております。この記録誌では、13の分野について46の教訓を取りまとめております。これら震災で得られた教訓は、後世に伝えていくとともに今後の防災対策に着実にいかしていく必要がございます。

そのため、平成27年度から教訓を踏まえた防災対策の状況を取りまとめ、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助としていただくとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図ることとしております。

「2 防災対策の現況」でございますが、教訓を踏まえた防災対策については、46の教訓に対し、県、市町村、消防本部等の関係機関が、平成23年度以降に実施した新規事業、拡充事業、変更事業を把握いたしまして、資料8「東日本大震災検証記録誌46の教訓を踏まえた防災対策の一覧表」のとおり、教訓ごとに整理しております。

なお、資料7では、昨年度の取りまとめ以降に実施した主な防災対策を13の分野ごとに取りまとめて記載しております。

時間の関係上、資料の詳細な説明については省略させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

今年は震災から丸8年を迎えるということで、この間、各機関におきまして、着実にその対策が進められておりますが、国等の新たな取り組みを踏まえまして、さらに強く進めていくべきものもございます。

県としましては、この東日本大震災を踏まえた防災対策の現況把握を継続しながら、引き続き必要な事業の実施や関係機関への支援、働きかけを行いまして、防災対策が着実に進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

この件については、以上でございます。

続きまして、(3)「広域応援の実施状況について」、ご説明いたします。資料9をご覧ください。

県では、平成28年9月に策定しました「宮城県災害時広域応援計画」等に基づき、「平成30年7月豪雨」及び「平成30年北海道胆振東部地震」の被災自治体に対して、広域応援を実施いたしました。

まず、2「平成30年7月豪雨の応援状況について」ですが、(3)に記載のとおり、県の対応といたしましては、まず、岡山県災害対策本部に対して情報連絡員を派遣し、被災地の情報収集・ニーズの把握を行いまして、東日本大震災の災害廃棄物処理の経験がある職員等による「災害廃棄物処理支援チーム」の派遣を調整いたしました。また、全国知事会から広島県府中市に対する応援要請を受けまして、府中市に対して対口支援を実施し、災害マネジメント支援や罹災証明現地調査業務の支援など、被災地のニーズに沿った支援を行いました。岡山県及び広島県府中市に対する宮城県・県内市町村の職員派遣数は、延べ235人となっております。

次に、3「平成30年北海道胆振東部地震の応援状況について」ですが、(3)に記載のとおり、県の対応としましては、地震発生当日に廃止する予定だった「平成30年7月豪雨」の広域応援本部の継続を決定いたしまして、北海道災害対策本部へ情報連絡員を派遣して被災地の情報収集を行いました。

初期の北海道への支援は、青森県庁内に設置された「北海道・東北8道県広域応援本部」を中心に避難所の運営支援を行っておりましたが、その後、被害の大きかった北海道の3つの町への対口支援が決定され、宮城県では、むかわ町に対して罹災証明現地調査の支援等を行い、延べ161人の宮城県職員等を派遣いたしました。

県では、引き続き東日本大震災の被災県として、復旧・復興のノウハウを生かした広域応援に取り組んでまいりたいと考えております。

この件については、以上でございます。

続きまして、(4)「災害等の発生状況について」、ご説明いたします。資料10をご覧ください。

防災会議規程では、災害に関する情報について、次の防災会議に報告することとされておりますことから、前回の防災会議以降に発生した災害について、本幹事会議にあらかじめお示しするものでございます。前回の

平成30年2月の防災会議以降に被害が発生した災害についてですが、地震1件、風水害10件の計11件となっております。なお参考まで、前回報告は風水害のみの8件でございました。また、被害の発生しなかった自然現象につきましては、件数には計上しておりません。

この件については、以上でございます。

最後に、(5)「東日本大震災以降の宮城県地域防災計画の修正について」でございますが、宮城県地域防災計画（地震災害対策編，津波災害対策編，風水害等災害対策編）の東日本大震災以降の修正内容を年表としてとりまとめた資料11を作成しましたので、こちらについても後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、「その他」の報告を終わります。

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（意見なし）

特にございませんでしょうか。

「その他」について、皆様から何かございますでしょうか。

（意見なし）

それでは、以上をもちまして、「宮城県防災会議幹事会議」の一切を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上